平成２２年（フ）第２８９６号
札幌市東区北50条東14丁目３番１号　コーポ50Ａ203号
債務者　澤田美恵子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２９１５号
北海道恵庭市美咲野１丁目３番13号
債務者　伊野　和貴
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９号
北海道室蘭市高砂町５丁目17番12号
債務者　木津谷健二
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
北海道網走市つくしケ丘６丁目９番１―35号
債務者　山谷勇四郎
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
茨城県土浦市小松２丁目14番27号
債務者　金子　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３１３号
群馬県藤岡市藤岡1974番地１　シャリテⅡ102号室
債務者　小林　裕充
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第３７４号
埼玉県熊谷市銀座４丁目２番19―201号
債務者　鳥喰　隆夫
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３１号
埼玉県秩父市黒谷553番地13
債務者　島田　澄江
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１９２号
千葉県香取郡多古町南玉造1444番地
債務者　冨澤　惠子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第５９８号
神奈川県伊勢原市串橋205番地の12　フィリオイセハラ105号
債務者　近藤眞知子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５９９号
神奈川県伊勢原市串橋205番地の12　フィリオイセハラ105号
債務者　近藤　　進
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６２６号
神奈川県厚木市愛名11番地
債務者　澤田季己子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３４号
神奈川県秦野市南矢名924番地の９
債務者　青木　一美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６３５号
神奈川県秦野市南矢名924番地の９
債務者　青木美恵子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６５６号
神奈川県厚木市及川２丁目９番１―508号
債務者　高谷　　仁
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６６９号
神奈川県愛甲郡愛川町半原2303番地の６
債務者　田口　幸一
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６７１号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥２丁目12―15土肥ハイツ202号、住民票上の住所静岡県熱海市伊豆山190番地の１
債務者　春日富美子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部